

令和元年度

公益財団法人 神戸国際協力交流センター 事業概要

市長室

目 次

I	財団設立の趣旨	-----	1
II	財団の概要		
1	名 称	-----	1
2	所 在 地	-----	1
3	設 立 年 月 日	-----	1
4	基 本 財 産	-----	1
5	機 構 及 び 職 員 数	-----	2
6	評 議 員 ・ 役 員 等	-----	3
III	定 款	-----	4
IV	平成 30 年度事業報告		
1	事 業 報 告	-----	13
2	事業別収支計算書	-----	24
3	正味財産増減計算書	-----	25
4	貸 借 対 照 表	-----	26
5	財 産 目 録	-----	27
6	事業別収入明細書	-----	28
7	事業別支出明細書	-----	29
8	収 支 計 算 書	-----	30
	(参考)H28～H30 財務状況	-----	31
V	令和元年度事業計画		
1	事 業 計 画	-----	32
2	経営改善の取組み	-----	42
3	事業別予定収支計算書	-----	43
4	予定正味財産増減計算書	-----	44
5	予定貸借対照表	-----	45
6	事業別予定収入明細書	-----	46
7	事業別予定支出明細書	-----	47
8	収 支 予 算 書	-----	48

I 財団設立の趣旨

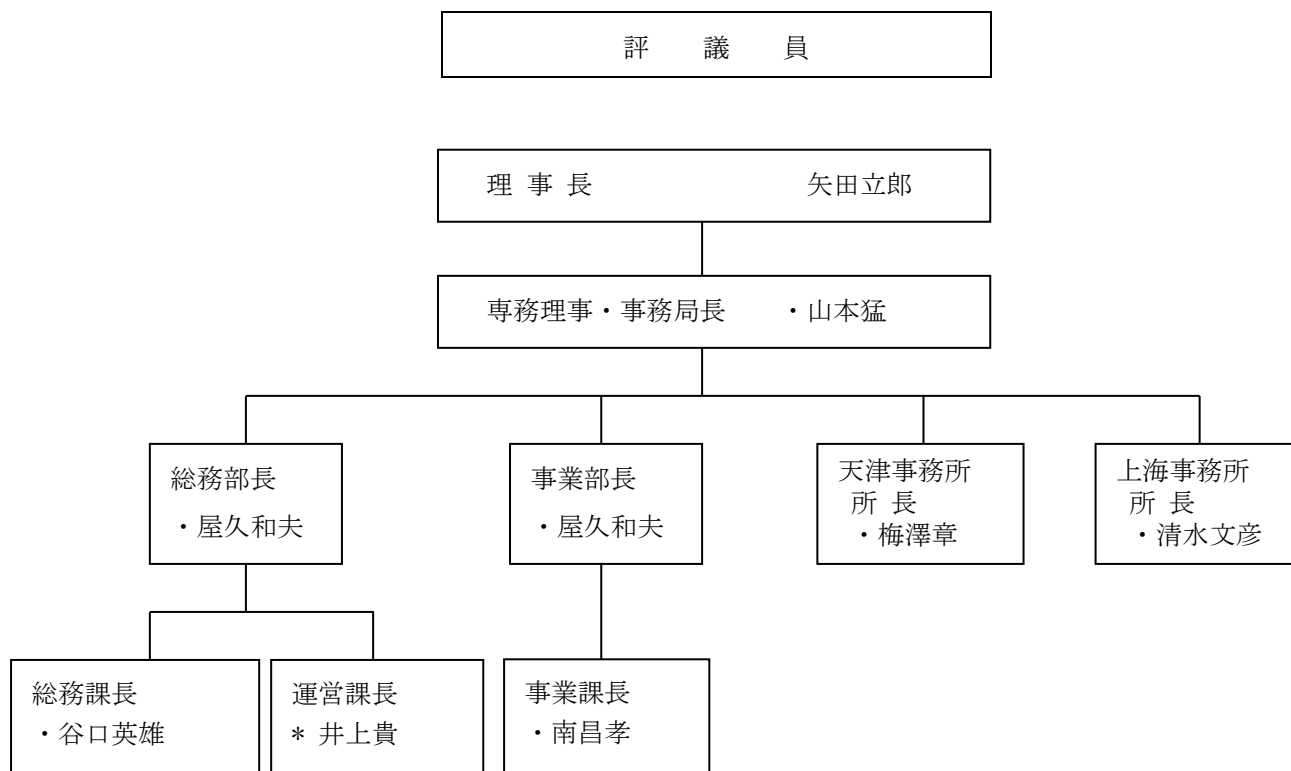
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際協力交流センター
- 2 所 在 地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
神戸商工貿易センタービル2階
- 3 設立年月日 平成5年7月14日
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
- 4 基本財産 300,000千円（神戸市100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員 *は神戸市再任用職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和元年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総 務 部	2 (1)	2 (1)	9 (1)	13 (3)
事 業 部	総務部長兼務	1 (1)	4	5 (1)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
上海事務所	1 (1)			1 (1)
計	4 (3)	3 (2)	13 (1)	20 (6)

(注) ()は神戸市派遣職員内書 (神戸市派遣職員の役員1名を除く)

6 評議員・役員等

令和元年7月1日現在

評議員（7名）

役職名	氏名	現職名
評議員	キラン S. セティ	在日米国商工会議所特別顧問
評議員	新野 幸次郎	国立大学法人神戸大学名誉教授
評議員	西野 恭子	独立行政法人国際協力機構関西センター所長
評議員	野上 智行	国立大学法人広島大学監事
評議員	林 芳樹	神戸新聞社特別編集委員兼論説顧問
評議員	室崎 益輝	公立大学法人兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長
評議員	山村 昭	神戸市市長室長

理事（8名）・監事（2名）

役職名	氏名	現職名
理事長	矢田 立郎	
副理事長	松永 宣明	国立大学法人神戸大学大学院国際協力研究科教授
専務理事	山本 猛	神戸市市長室担当局長
理事	井上 真二	公益財団法人神戸YMCA総主事
理事	草薙 真一	公立大学法人兵庫県立大学国際商経学部教授
理事	林 範彦	公立大学法人神戸市外国語大学教授
理事	村元 四郎	公益社団法人兵庫県工業会副会長
理事	山下 淑子	長田区連合婦人会会長
監事	飯塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所所長
監事	平岡 靖敏	神戸商工会議所理事・産業部長

Ⅲ 定款

公益財団法人 神戸国際協力交流センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際協力交流センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

IV 平成30年度事業報告

1 事業報告

神戸市が国際都市として更なる発展を続けていくため、今後の国際交流施策に関する指針として平成28年3月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」、及び平成30年3月に策定した当財団の「中期経営計画」に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業、④海外事務所の運営事業を重点として各種事業を推進した。

事業の推進にあたっては、当財団が持つ人的ネットワーク・情報・ノウハウを活かして、市民、国際協力・国際交流団体、国際機関等との連携を一層強化していくとともに、広報の強化、サービスの向上に努めた。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等に対する研修及び国際協力NGOとの連携による国際協力の事業を行った。

(1) カンボジア王国での教員養成支援及び指導教員の指導力向上支援事業

(自治体国際化協会（CLAIR）自治体国際協力促進事業)

神戸市教員OB1名をカンボジアの小学校教員養成校に派遣し、授業に効果的に実験を組み込む教授法を伝えるなど、指導教員の能力向上に向けて支援を行った。合わせて、学校現場での実験教材不足に対応するため、自作教材の作成及び作成方法の指導を行った。

(2) ベトナム・ハナム省におけるものづくり人材育成事業

(国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業)

ハナム省職業訓練短期大学における日系企業のニーズに対応した教育内容・指導体制を構築するため、同大学の教員を対象とした研修員の受け入れや専門家の同大学への派遣など、ものづくり人材育成事業を実施した。

平成30年度は、訪日研修（年1回）と専門家派遣（年3回）を行い、5S・安全とものづくりの基礎知識に関する研修、現地日系企業を招いての模擬授業の実施など、同大学の教育内容改善の支援、現地日系企業との連携強化を行った。

(3) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

ア. イラン地方自治体における防災能力強化研修 [参加者数：10人]

イランの行政官に対して、各種災害に対する適切な地域防災計画策定のため、災害発生から復興にいたるまでの災害対策等に関する研修を実施した。

イ. コミュニティ防災研修 [参加者数：11人（10か国）]

神戸市独自の取り組みである「防災福祉コミュニティ（防コミ）」の実例を学び、実践するための研修を神戸市消防局、学術機関、NPO法人等の協力を得て実施した。

ウ. アフリカ地域市場志向型農業振興研修 [参加者数：17人（14か国）]

アフリカ諸国の行政官に対して、小規模農家における市場志向型農業の実践手法や考え方に関する研修を実施した。

エ. 災害に強いまちづくり戦略研修 [参加者数：13人（12か国）]

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害を教訓に、自然災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み、手法等に関する研修を実施した。

オ. 中米防災対策研修 [参加者数：12人（6か国）]

中米の行政官に対して、日本の多様な災害対策に関する理解を通じ、自国・地域の防災・減災計画を改善するための研修を実施した。

カ. 迅速な復旧、より良い復興に向けた防災 [参加者数：16人（11か国）]

世界各地の災害多発国の行政官に対して、復興に向けた事前計画、住宅や生計の再構築、安全なコミュニティの開発、地域の産業と経済の回復システムなど、多くの災害経験を通じて蓄積された日本の知識を共有するための研修を実施した。

(4) 国際協力調査事業

市内企業の海外進出や販路開拓など将来の経済交流につながる国際協力、及び阪神・淡路大震災の被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件の形成に向けた開発途上国の実態調査・ニーズ調査を行った。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施した。

(1) 神戸国際コミュニティセンター（KICC）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧サービス、国際交流団体への貸会議室の提供などを行った。

○神戸国際コミュニティセンター（平成25.5.29開設）

◆所在地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル2階

◆開館時間 月曜日～金曜日 10:00～20:00、土曜日 10:00～17:00

日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館

◆来館者数 51,738人

ア. 情報収集・提供事業

①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、当財団のホームページにおいて、最新の生活情報をやさしい日本語と7言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語）で提供した。

②窓口及び電話による情報提供 [実績：7,240件]

③図書コーナー・情報提供コーナー

○図書・雑誌・新聞 国際交流、日本語学習、日本文化紹介等 約3,500冊

○図書貸出数：6,530冊

④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信した。

イ. 相談事業（ワンストップサービス） [実績：473件]

①生活相談 [実績：372件]

○対応言語：8言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）

○多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、
韓国・朝鮮語：金、スペイン語：火・木、ポルトガル語：木、
フィリピン語：水

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は9:00から対応）

②専門相談 [実績：178件]

- ・行政書士による入国在留許可、行政手続などの専門相談を実施した。
 - 相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00
- ・市役所市民相談室に同行通訳を派遣することにより、労働問題、社会保険・年金、税務に関する専門相談を実施した。
 - 労働問題 第1・第3木曜日 社会保険・年金 第2・第4木曜日
 - 税務 第1・第3金曜日

③外国人相談窓口担当者連絡会(GONGO) [実績：4回開催 参加団体 16団体]

市内及び近郊で外国人市民の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術向上のため、専門家を招いた研修を実施するとともに、参加者同士の情報交換を行った。また、「ひょうご国際交流団体連絡協議会」を構成する県内の国際交流協会等にもオブザーバー参加させることにより、県内市町の国際交流協会との連携を深めた。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業 [実績：105件]

区役所からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・当財団職員による三者通話）を実施した。

- 対応言語：7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）

②同行通訳事業 [実績：101件]

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体と協働で通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施した。

- 対応言語：10言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、フランス語）

③災害時通訳翻訳ボランティア事業 [登録者：88人 平成31年3月末現在]

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、災害時に避難所・区役所などで通訳、翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集、登録、研修等を実施した。

また、近畿地域の地域国際化協会8協会と災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練、研修を共催で実施した。

エ. 日本語文化学習支援事業

外国人市民に対し、日本語・文化サポーターが日本語及び日本文化（華道、書道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民の日本語学習等を支援するとともに、市民レベルの国際交流を促進した。

○登録者数：平成 31 年 3 月末現在 839 人

○活動実績：月平均 360 組

オ. 日本語サポーター育成事業

・入門講座〔実績：7回コース3回 参加者計79人〕

・実践講座〔実績：10回コース1回 参加者12人、兵庫日本語ボランティアネットワークと共催〕

(2) 市民レベルの国際交流事業

ア. 神戸国際交流フェア

神戸市を中心に活動している国際協力・国際交流団体が相互連携と交流を深め、活動内容を広く市民に紹介し、活動への参加を呼びかける機会とするとともに、異なる文化、伝統への市民理解を促進することを目的として開催した。

○開催日 平成 31 年 3 月 2 日（土）・10 日（日）

○会場 2 日：神戸市勤労会館、10 日：ハーバーランドスペースシアター

○内容 外国人スピーチ大会（発表者 8 人）、外国人とおしゃべり Café、ステージイベント、飲食、物販、ブース展示等

○参加協力団体 61 団体

○参加者 2 日間計約 16,000 人

イ. 多文化交流会 〔実績：参加者計 275 人〕

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、日本での生活、文化に関する講習会など各種の講習会や交流会を開催した。

ウ. 神戸コミュニティフォーラム 〔実績：参加者計 85 人〕

「神戸の魅力再発見！」をテーマに外国人市民と日本人市民が英語で意見交換するフォーラムを葺合高校及び K I I T O と連携し開催した。

(3) 国際化推進事業助成 〔実績：12 件〕

国際協力・国際交流事業を行う団体が主催する市民啓発等を目的とした事業と外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行った。

(4) 日本語教室の開催支援

三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区において、民間の国際協力、国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行った。

【留学生支援事業】

神戸市留学生奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生住宅の提供や市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解の促進を図った。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する外国からの私費留学生より 30 人を選考した。

○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

○支給額 月額 8 万円

・奨学金は篤志者からの寄付を得て造成した基金を原資に神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給。

○支給者数 30 人

平成 30 年度支給者内訳

大学：8 大学

（神戸学院大学 2 人、神戸国際大学 1 人、神戸市外国語大学 2 人、神戸松蔭女子学院大学 1 人、神戸大学 14 人、日本経済大学 神戸三宮キャンパス 8 人、兵庫県立大学 1 人、流通科学大学 1 人）

出身：10 か国

（イギリス 1 人、インドネシア 1 人、韓国 3 人、タイ 1 人、中国 11 人、ネパール 2 人、バングラデシュ 1 人、ベトナム 8 人、ベルギー 1 人、モンゴル 1 人）

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

- 奨学生が自国文化を市民に紹介する行事「留学生異文化交流サロン」の開催
- 姉妹都市である韓国、仁川市との青少年交流事業へのボランティア参加
- ベトナムと長田をつなぐ交流会への通訳としての参加

②奨学生同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB、OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深めていただくため平成 27 年度に設立した同窓会を運営し、第 4 回同窓会を開催した。

③奨学生OB、OGへの情報提供

奨学生の会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成、送付した。

④留学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸のおすすめの場所や店を日本語と母国語で投稿する Facebook ページ「Kokko Kobe (コッコ コウベ)」を運営するとともに、インスタグラムも活用して、留学生による情報発信を行った。

(2) 留学生住宅の提供

市内の大学に在籍する留学生に対し、住宅を借り上げ、低廉な家賃で提供した。

○戸数：34戸（単身用）

神戸留学生会館（西区学園都市：神戸すまいまちづくり公社所有）

○家賃：単身用 私費留学生：24,000円 国費留学生 30,000円

○入居状況：年間平均 22 室

なお、公社より建物を借り上げて運営してきた神戸留学生会館が老朽化してきたため、平成 28 年度から順次公社に返還し、留学生及び日本人を対象とした住宅への移行を進め、平成 30 年度末をもって住宅提供を終了した。

(3) 文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化、社会教育施設等（38 施設）が連携し、留学生とその家族が無料で施設見学ができる「はっぴいめもりーパスKOB E」を発行した。（約 7,900 枚／年）

(4) 就職活動の支援

神戸市海外ビジネスセンターとの共催により、模擬面接・エントリーシート講座を行う「グローバル経営塾」を開催したほか、企業ブースを設置してプレゼンテーションや面談の場を提供する外国人留学生向け合同企業説明会（第 1 回：参加企業 33 社、留学生 540 人、第 2 回：参加企業 22 社、留学生 285 人参加）を開催した。

(5) 大学の同窓会組織との連携強化

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、当財団の留学生支援施策や神戸の最近の状況について、現地を訪問のうえ情報提供し、奨学生OB・OGを含めた神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図った。平成 30 年度は、カンボジア王国と韓国の神戸大学留学生同窓会を訪問し、情報提供・意見交換を行った。

【海外事務所の運営事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施した。

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

ア. 友好都市交流事業

- 天津市との友好都市提携 45 周年記念事業の連絡調整
- 天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業の連絡調整
- ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との連絡調整

イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ジェットロ対日投資セミナー台北・上海への出展
- シェアオフィス関係のグローバル企業 1 社の三宮への誘致に係る連絡調整

ウ. 国際医療交流の推進

- 国際医療交流シンポジウムの天津開催や、天津市等主催の「世界知能大会」への参加、現地医療機関及び国際医療コーディネイト企業との連絡調整など、神戸医療産業都市の中国との国際医療交流の推進に係る連絡調整
- 天津医科大学及び神戸大学との医療交流の推進に係る連絡調整

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 天津伊勢丹と連携した神戸の地場産品の物産展及びファッションショーの開催と観光 PR の実施に係る連絡調整

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 自治体国際化協会主催の「日中地域交流推進セミナー」における情報発信、天津テレビ局のドキュメンタリー番組の制作協力、天津社会科学院の機関誌の特集記事取材協力などを通じた神戸の情報発信を実施
- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部の設立支援による神戸の情報発信チャンネルの拡充
- スマートシティなど市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書の作成
- 天津市政府を始めとする各種視察の受入れ調整

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

ア. 都市間交流促進事業

- 阪神国際港湾(株)からの研修生受入れ
- 「アジア物流フォーラム」（神戸で開催）の参加港との協力関係の推進（上海港ほか）

イ. 船社、貨物、客船の誘致

- 「神戸のつどい in 上海」セミナーを開催し、神戸港の現況や神戸港を利用時のインセンティブ制度等を説明（約 70 人参加）
- 貨物船の新規航路 1 航路を開設
- クルーズ船では初入港となるノルウェージャン・ジュエルほか延べ 6 隻を誘致

ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援

- 上海進出日系企業への訪問、情報提供（神戸港のインセンティブ制度など）
- セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 「Gems&Jewelry 代表者サミット」、「香港ジュエリーフェア」へ参加し神戸の地元企業等とともに神戸パールを PR
- 神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を中国の SNS「微信」（We Chat）や「微博」（Weibo）等を通じて情報発信
- 上海伊勢丹での物産展「神戸フェスタ」の開催

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 上海を中心とした中国国内の物流動向の調査
- 上海及び近郊都市で開催される会議及び視察受入れにかかる現地政府との連絡・調整

【その他の事業】

(1) 神戸アジア交流プラザの運営（平成 12 年 7 月 20 日開設）

アジアを中心とした地域の情報、文化の交流拠点（神戸市長田区）を運営し、外国人市民への情報提供や各種国際交流事業を実施した。

- ◆所在地 神戸市長田区細田町 7 丁目 1 番 9 号 シューズプラザ 4 階
- ◆開館時間 平日、土曜日 10:00 ～17:30
水曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休館
- ◆平成 31 年 3 月閉館

(2) 神戸市外国語大学との連携事業

平成 24 年 4 月に締結した協定に基づき、神戸市外国語大学の学生が半年間に渡り神戸国際交流フェアの実行委員に参画し、フェア当日は天津市との友好都市提携 45 周年記念パネル展の設営・運営や、インスタグラムなどの SNS による発信を担当した。

(3) 関西領事団の運営支援

在関西の各国総領事館、名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行った。

2 事業別収支計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	213,204,552	公益目的事業会計	215,712,606
国際協力事業収入	51,716,272	国際協力事業支出	52,287,612
		事業費支出	52,287,612
国際交流・多文化共生事業収入	64,490,976	国際交流・多文化共生事業支出	66,121,442
		事業費支出	63,965,015
		特定資産取得支出	2,156,427
留学生支援事業収入	39,028,796	留学生支援事業支出	39,043,530
		事業費支出	39,043,530
海外事務所運営事業収入	57,968,508	海外事務所運営事業支出	58,260,022
収益事業等会計	15,275,798	収益事業等会計	15,275,798
利用者等利便事業収入	259,025	利用者等利便事業支出	123,068
		事業費支出	107,468
		法人税等支出	15,600
その他事業(連携・支援)収入	15,016,773	その他事業(連携・支援)支出	15,152,730
法人会計	11,486,522	法人会計	11,085,899
管理収入	11,486,522	管理支出	10,735,241
短期借入金戻り収入	0	特定資産取得支出	228,658
		短期貸付金支出	0
		法人税等支出	122,000
当期収入合計(A)	239,966,872	当期支出合計(D)	242,074,303
前期繰越収支差額(B)	6,423,320	当期収支差額(A) - (D)	△ 2,107,431
収入合計(A) + (B) = (C)	246,390,192	次期繰越収支差額(C) - (D)	4,315,889

3 正味財産増減計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	35,286,866	
受取補助金等	201,133,274	
雑収益	271,547	
経常収益計		238,625,687
(2) 経常費用		
事業費	229,001,040	
管理費	11,072,835	
経常費用計		240,073,875
当期経常増減額		△ 1,448,188
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		△ 1,448,188
法人税、住民税及び事業税		137,600
当期一般正味財産増減額		△ 1,585,788
一般正味財産期首残高		27,219,421
一般正味財産期末残高		25,633,633
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	1,668,600	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 2,736,240	
当期指定正味財産増減額		866,360
指定正味財産期首残高		308,401,338
指定正味財産期末残高		309,267,698
当期正味財産増減額		△ 719,428
正味財産期首残高		335,620,759
III 正味財産期末残高		334,901,331

4 貸借対照表

(平成31年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	38,280,620	未払金	42,456,414
未収金	8,353,288	未払法人税等	137,600
前払金	843,132	前受金	10,900
流動資産合計	47,477,040	預り金	556,237
2. 固定資産		賞与引当金	2,185,716
(1) 基本財産		流動負債合計	45,346,867
投資有価証券	299,953,767	2. 固定負債	
基本財産引当預金	46,233	退職給付引当金	2,800,280
基本財産合計	300,000,000	固定負債合計	2,800,280
(2) 特定資産		負債合計	48,147,147
什器備品	1	III 正味財産の部	
退職給付引当資産	2,800,280	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	9,981,700	受取補助金	1,577,206
修繕積立資産	2,000,000	寄附金	307,690,492
財政調整積立資産	9,661,997	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
アジア国際協力積立資産	7,690,492	(うち特定資産への充当額)	(9,267,698)
ソフトウェア	1,577,205	指定正味財産合計	309,267,698
特定資産合計	33,711,675	2. 一般正味財産	
(3) その他固定資産		一般正味財産	25,633,633
建物附属設備	1,356,109	(うち基本財産への充当額)	(0)
什器備品	498,654	(うち特定資産への充当額)	(21,643,697)
保証金	5,000	一般正味財産合計	25,633,633
その他固定資産合計	1,859,763	正味財産合計	334,901,331
固定資産合計	335,571,438	負債及び正味財産合計	383,048,478
資産合計	383,048,478		

5 財産目録

(平成31年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	38,280,620	未払金	42,594,014
現金手許有高	5,000	神戸市補助金返還 他	
普通預金	38,275,620	前受金	10,900
未収金	8,353,288	貸し会議室使用料	
留学生会館家賃 他		預り金	556,237
前払金	843,132	所得税預り金 他	
海外旅行総合保険等		賞与引当金	2,185,716
流動資産合計	47,477,040	流動負債合計	45,346,867
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	2,800,280
投資有価証券	299,953,767	固定負債合計	2,800,280
兵庫県債 他		負債合計	48,147,147
基本財産引当預金	46,233	正味財産	334,901,331
三井住友銀行普通預金			
基本財産合計	300,000,000		
特定資産			
減価償却引当資産	9,981,700		
三井住友銀行普通預金			
修繕積立資産	2,000,000		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	9,661,997		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	7,690,492		
三井住友銀行普通預金			
什器備品	1		
防犯ゲート			
ソフトウェア	1,577,205		
KICC予約管理システム他			
退職給付引当資産	2,800,280		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	33,711,675		
その他の固定資産			
建物附属設備	1,356,109		
什器備品	498,654		
保証金	5,000		
その他固定資産合計	1,859,763		
固定資産合計	335,571,438		
資産合計	383,048,478		

6 事業別収入明細書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	213,204,552	35,000,136	177,729,591	474,825
国際協力事業収入	51,716,272	27,699,173	23,542,274	474,825
国際交流・多文化共生事業収入	64,490,976	351,400	64,139,576	0
留学生支援事業収入	39,028,796	6,949,563	32,079,233	0
海外事務所運営事業収入	57,968,508	0	57,968,508	0
収益事業等会計	15,275,798	286,730	14,730,043	259,025
利用者等利便事業収入	259,025	0	0	259,025
その他事業(連携・支援)収入	15,016,773	286,730	14,730,043	0
法人会計	11,486,522	0	9,540,000	1,946,522
管理収入	11,486,522	0	9,540,000	1,946,522
短期貸付金戻り収入	0	0	0	0
合 計	239,966,872	35,286,866	201,999,634	2,680,372

7 事業別支出明細書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	215,712,606	54,673,999	158,882,180	2,156,427
国際協力事業支出	52,287,612	25,743,650	26,543,962	0
事業費支出	52,287,612	25,743,650	26,543,962	0
国際交流・多文化共生事業支出	66,121,442	25,065,095	38,899,920	2,156,427
事業費支出	63,965,015	25,065,095	38,899,920	0
特定資産取得支出	2,156,427	0	0	2,156,427
留学生支援事業支出	39,043,530	3,865,254	35,178,276	0
事業費支出	39,043,530	3,865,254	35,178,276	0
海外事務所運営事業支出	58,260,022	0	58,260,022	0
収益事業等会計	15,275,798	0	15,260,198	15,600
利用者等利便事業支出	123,068	0	107,468	15,600
事業費支出	107,468	0	107,468	0
法人税等支出	15,600	0	0	15,600
その他事業(連携・支援)支出	15,152,730	0	15,152,730	0
法人会計	11,085,899	1,764,377	8,970,864	350,658
管理支出	10,735,241	1,764,377	8,970,864	0
特定資産取得支出	228,658	0	0	228,658
短期貸付金支出	0	0	0	0
法人税等支出	122,000	0	0	122,000
合 計	242,074,303	56,438,376	183,113,242	2,522,685

8 収支計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,925,000	
事業収入	35,286,866	
補助金等収入	201,999,634	
雑収入	271,547	
事業活動収入計		239,483,047
2. 事業活動支出		
事業費支出	228,816,377	
管理費支出	10,735,241	
法人税等	137,600	
事業活動支出計		239,689,218
事業活動収支差額		△ 206,171
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
基本財産引当預金取崩収入	9,000	
アジア国際協力積立資産取崩収入	474,825	
投資活動収入計		483,825
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	2,385,085	
投資活動支出計		2,385,085
投資活動収支差額		△ 1,901,260
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		6,423,320
次期繰越収支差額		4,315,889

(参考) H28～H30財務状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	29 → 30増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 482	▲ 143	▲ 1,449	▲ 1,306
		経常収益	261,172	248,216	238,625	▲ 9,591
		うち公益	232,479	221,264	211,863	▲ 9,401
		うち公益以外	28,693	26,952	26,762	▲ 190
		経常費用	261,654	248,359	240,074	▲ 8,285
		うち事業費(公益)	233,599	222,369	213,741	▲ 8,628
		うち事業費(公益以外)	17,390	15,317	15,260	▲ 57
		うち管理費(公益)	0	0	0	0
		うち管理費(公益以外)	10,665	10,673	11,073	400
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	133	129	137	8	
	当期一般正味財産増減額	▲ 615	▲ 272	▲ 1,586	▲ 1,314	
	一般正味財産期首残高	28,106	27,491	27,219	▲ 272	
	一般正味財産期末残高	27,491	27,219	25,633	▲ 1,586	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 680	▲ 680	866	1,546
		指定正味財産増加額	1,934	1,934	3,602	1,668
		指定正味財産減少額	2,614	2,614	2,736	122
うち一般正味財産への振替額		▲ 2,614	▲ 2,614	▲ 2,736	▲ 122	
指定正味財産期首残高		309,762	309,082	308,402	▲ 680	
指定正味財産期末残高		309,082	308,402	309,268	866	
正味財産期首残高	337,868	336,573	335,621	▲ 952		
当期正味財産増減	▲ 1,295	▲ 952	▲ 720	232		
正味財産期末残高	336,573	335,621	334,901	▲ 720		
貸借対照表(B/S)	資産合計	363,899	372,598	383,048	10,450	
	流動資産	31,274	39,104	47,477	8,373	
	固定資産	332,625	333,494	335,571	2,077	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	27,325	36,977	48,147	11,170	
	流動負債	25,655	35,061	45,347	10,286	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,670	1,916	2,800	884	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	336,573	335,621	334,901	▲ 720	
指定正味財産	309,082	308,402	309,268	866		
一般正味財産	27,491	27,219	25,633	▲ 1,586		

V 令和元年度事業計画

1 事業計画

神戸市が平成 28 年 3 月に策定した「神戸市国際交流推進大綱」と、当財団が平成 30 年 3 月に策定した「中期経営計画」に基づき、①開発途上国に対する国際協力事業、②市民の国際交流と多文化共生社会の実現を目指す事業、③留学生支援事業、及び④海外事務所の運営事業を重点に事業を推進し、神戸の更なる国際都市としての発展や、国際社会の平和と発展に寄与するよう努める。

【国際協力事業】

開発途上国が抱える課題に関する調査・研究、それらの国の行政官等に対する研修及び国際協力NGOとの連携による国際協力の事業を行う。

(1) カンボジア王国における教育人材育成支援事業

(自治体国際化協会（CLAIR）自治体国際協力促進事業)

将来的な経済交流につなげるため、カンボジアにおいて教育支援による人材育成に取り組む。コンポントム州の小学校教員養成校に教員OBを派遣して効果的な教授法等を指導するとともに、教材不足に対応するための自作教材作成法とそれらの教材を活用した指導法を教授する。

(2) ベトナム・ハナム省におけるものづくり人材育成事業

(国際協力機構（JICA）草の根技術協力事業)

ハナム省職業訓練短期大学における日系企業のニーズに対応した教育内容・指導体制を構築するため、同大学の教員を対象とした研修員の受け入れや専門家の同大学への派遣など、ものづくり人材育成事業を実施する。

(3) 国際協力機構（JICA）国内研修受託事業

ア. 中南米総合防災行政研修

中南米の行政官に対して、日本の多様な災害対策に関する理解を通じ、自国における防災計画策定手法の理解を深め、地方防災計画の策定を促進するための研修を実施する。

イ. イラン地方自治体災害対策研修

イランの地方自治体の行政官を対象に、災害発生から復興にいたるまでの災害対策に関する研修を実施する。

ウ. コミュニティ防災研修

神戸市独自の取組みである「防災福祉コミュニティ」の理念、仕組み、実例を中心に、防災に関する研修を実施する。

エ. 災害に強いまちづくり戦略研修

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、日本における過去の自然災害の教訓により明らかになった災害に強いまちづくりを実現するための実践的な取り組み・手法等に関する研修を実施する。

(4) 国際協力調査事業

市内企業の海外進出や販路開拓など将来の経済交流につながる国際協力、及び阪神・淡路大震災の被災経験から得た「防災・減災」のノウハウによる国際協力を推進するため、プロジェクト案件の形成に向けた開発途上国の実態調査・ニーズ調査を行う。

【国際交流・多文化共生事業】

外国人市民にとって暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生社会の実現を目指すとともに、市民の国際交流を促進するため、各種事業を実施する。

(1) 神戸国際コミュニティセンター（K I C C）の運営

外国人市民のための生活相談や日本語学習の支援、国際交流に関する情報の提供や図書の閲覧、国際交流団体への貸会議室の提供などを行う。また、ベトナム人留学生の急増など、アジアを中心とする多様な国籍の外国人市民が増加しており、新たに多文化共生専門員（ベトナム人）を配置する。

ア. 情報収集・提供事業

①神戸リビングガイドの運営

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民のため、ホームページにおいて、最新の生活情報を7言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語）及びやさしい日本語で提供する。

また、外国人市民のポータルサイトとして親しまれるよう、ホームページ全体をリニューアルし、神戸リビングガイドにおける生活情報等を外国人に分かりやすく、利用しやすい構造にするとともに、外国人が利用したいと思えるデザインに変更する。さらに、スマートフォン及びタブレットにも対応させる。年内に、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語での提供を開始する。

②窓口及び電話による情報提供

外国人市民に生活情報など様々な情報を提供する。

③図書コーナー・情報提供コーナー

国際交流、日本語学習、日本文化紹介等に関する書籍、海外の新聞・雑誌を自由に閲覧できる図書コーナー及び行政情報等の提供コーナーを運営する。

④多言語メールマガジンの配信

日本語学習者などの外国人市民に多言語での生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信する。

イ. 相談事業（ワンストップサービス）

①生活相談

生活相談員が、電話及び窓口で外国人市民の日常的な相談を受け、市政や生活情報を提供する。

○対応言語：8言語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）

- 多言語相談曜日 英語：月～金、中国語：月～金、ベトナム語：月・水、
韓国・朝鮮語：金、スペイン語：火・木、
フィリピン語：水、ポルトガル語：木
- 相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（月～金の電話は9:00から対応）
- ネパール語、インドネシア語、タイ語での対応を9月から予定。

②専門相談

- ・行政書士による入国在留許可・行政手続に関する専門相談を実施する。
 - 相談日時 第1・3水曜日 13:00～16:00
- ・大阪出入国在留管理局神戸支局による相談会を月1回実施予定。
- ・市役所市民相談室に同行通訳を派遣することにより、労働問題、社会保険・年金、
税務に関する専門相談を実施する。
 - 労働問題 第1・3木曜日 社会保険・年金 第2・4木曜日
税務 第1・3金曜日

③外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

市内及び近郊で外国人市民相談を行っている公的団体及びNGO等による外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）を年に4回開催し、専門家による研修を実施するとともに、参加者同士の意見交換を行う。

ウ. 通訳翻訳支援事業

①三者通訳事業

区役所職員からの依頼に基づき、電話による三者通訳（区職員・相談者・当財団職員による三者通話）を実施する。

- 対応言語：7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、
ポルトガル語、フィリピン語）
- ネパール語、インドネシア語、タイ語での対応を9月から予定。

②同行通訳事業

外国人市民が公的機関で相談等を行う際に、善意通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳を実施する。

- 対応言語：10言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、スペイン語、
ポルトガル語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、
フランス語）
- ネパール語での対応を9月から予定。

③災害時通訳翻訳ボランティア事業

日本語で十分にコミュニケーションを図ることができない外国人市民に対し、避難所・区役所などで通訳・翻訳などの支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録・研修等を実施する。

また、近畿地域の地域国際化協会 8 協会が災害時のボランティアの相互派遣等の支援協定を締結しており、ボランティアの訓練・研修の共催実施なども行う。

エ. 日本語文化学習支援事業

外国人市民に対して、日本語・文化サポーター（登録者数約 840 人）が日本語及び日本文化（華道・書道）をマンツーマンで教える活動を実施し、外国人市民への日本語学習等の支援と、市民レベルでの国際交流を促進する。

オ. 日本語サポーター育成事業

- ・ 入門講座（7回コース年3回開催）
- ・ 実践講座（8回コース年1回開催）

（2）ふたば国際プラザの開設・運営

多文化共生社会の実現のため、国籍や年齢などの区別なく、市民が集い利用できる「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」として、ふたば国際プラザを長田区ふたば学舎内に開設し、運営する。

◆所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号（ふたば学舎1階1-5）

◆開設 令和元年6月1日

◆開館時間 水、木、金、土 10:00～20:30

火、日、祝 10:00～17:00

休館日 月、年末年始（12/28～1/5）

（月曜が祝日の場合は開館し、翌火曜に休館）

◆事業内容

ア. 外国人市民に対する日本語学習支援、入国後間もない外国人を対象とした生活ガイダンスなど外国人市民に対する支援

イ. 日本人と外国人がともに地域で生きるための相互理解・環境づくりのための日本人と外国人との交流の推進

ウ. 外国人市民への支援人材の育成など

(3) 市民レベルの国際交流事業

ア. 神戸国際交流フェア

神戸市を中心に活動している国際協力・国際交流団体及び外国人コミュニティ等が相互連携と交流を深め、各団体の活動内容を広く市民に紹介し、活動への参加を呼びかける機会とするとともに、異なる文化・伝統への市民理解を促進することを目的として開催する。

イ. 神戸コミュニティフォーラム

様々な意見や経験を持った市民が多文化を認め合いコミュニティとのつながりを強めるため、外国人市民と日本人市民が英語で意見交換するフォーラムを開催する。

ウ. 多文化交流会

国際協力・国際交流団体等の関係機関との連携を密にし、日本人市民と外国人市民との交流を促進するため、多文化交流会を開催する。

(4) 国際化推進事業助成

民間団体が実施する市民啓発等を目的とした国際協力・国際交流事業や、神戸市在住の外国人市民の日常生活を支援することを目的とした事業に対して助成を行う。

(5) 地域日本語教育

ア. 日本語教室の開催支援

三宮の神戸国際コミュニティセンターに来所できない外国人市民の利便を図るため、東灘区と長田区において、民間の国際協力・国際交流団体が低廉な受講料で開催している日本語教室に助成を行う。

イ. 地域日本語教育の総合的な体制構築事業

当財団に地域日本語教育の司令塔機能を置くとともに、地域日本語教育コーディネーターが、地域や外国人の特性等に対応した教育プログラムを策定し、地域内の日本語教室への指導・助言等を行い、地域日本語教育の総合的な体制づくりを行う。

【留学生支援事業】

神戸市留学生奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、留学生住宅の提供や市内の文化施設見学支援などを実施し、神戸と留学生の母国との交流の架け橋となる人材育成を推進するとともに、市民の国際理解を促進する。

(1) 奨学生事業

ア. 奨学生の選考

神戸市からの受託により、市内の大学に在籍する私費留学生より 30 人を選考する。奨学金は神戸市で予算措置し、神戸市より奨学生に直接支給する。

イ. 奨学生関連事業

①市民との交流機会の提供

神戸市の奨学金を受給している奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生による自国文化の紹介セミナー等を開催する。

②奨学生同窓会の運営

奨学生及び奨学生OB・OGの結びつきを強めるとともに、神戸への愛着を深め、神戸との人的ネットワークの形成を図るため、同窓会を開催し、会報紙「夢 in KOBE」及び奨学生名簿を作成・送付する。また、同窓会の海外支部につき、中国支部（天津市）に続いて、韓国支部（ソウル市）も創設する。

③奨学生による神戸市情報の発信

奨学生が神戸の情報発信をする Facebook ページ「Kokko Kobe (ココ コウベ)」を運営するとともに、インスタグラムも活用して、留学生による情報発信を行う。

(2) 文化施設見学支援

市内で学ぶ留学生の神戸への理解促進と留学生生活の充実を図るため、当財団と公立及び民間の文化・社会教育施設等が連携して、留学生とその家族が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパスKOB E）を発行する。

(3) 就職活動の支援

市内企業と留学生のマッチングを目的として、神戸市海外ビジネスセンター等と連携して実施する「神戸グローバル人材ワーキング」や「外国人のための合同企業説明会」に、日本企業への就職を希望する奨学生等の参加を呼びかけ、地元企業への就職を促す。

(4) 大学の同窓会組織との連携強化

海外にある神戸大学留学生同窓会等と連携し、当財団の留学生支援施策や神戸の最近の状況について現地を訪問のうえ情報提供をするなど、奨学生OB・OGを含めた神戸にゆかりのある留学生とのつながりの強化を図る。

【海外事務所の運営事業】

中国の天津市及び上海市に設置した海外事務所において、経済交流、企業誘致、観光客誘致、シティセールス、ポートセールス及び友好都市交流等の事業を実施する。

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

ア. 友好都市交流事業

- 天津市との教育・港湾・医療交流など友好交流事業の連絡調整
- ジャイアントパンダ共同飼育繁殖研究事業の継続について、中国政府外交部や中国国家林業・草原局、中国野生動物保護協会など政府関係機関との連絡調整

イ. 中国企業の神戸進出誘致、地元企業の進出等のサポート

- ジェトロ対日投資セミナーへの出展
- 神戸への企業誘致、地元企業の進出サポート

ウ. 国際医療交流及びスタートアップ交流の推進

- 国際医療交流会及び国際医療交流推進会議や、天津市等主催の「世界知能大会」への参加、現地医療機関及び国際医療コーディネーター企業との連絡調整など、神戸医療産業都市の中国との国際医療交流の推進に係る連絡調整
- 天津医科大学及び神戸大学との医療交流の推進に係る連絡調整
- 中国のスタートアップが集積する北京や深センとの経済交流の推進

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 天津伊勢丹と連携した神戸の地場産品の物産展の開催と観光PRの実施に係る連絡調整
- 自治体国際化協会、日本政府観光局及び神戸観光局と連携した、中国最大規模の旅行博である「北京国際旅行博覧会」への出展支援
- 中国のSNS「微博」(Weibo)を通じた神戸の観光情報発信のプロモーション支援

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 「コウベ・インターナショナル・クラブ」天津支部・北京支部及び神戸ゆかりの留学生を通じた神戸の情報発信の推進
- スマートシティなど市政の重要政策に係る現地情報収集と調査報告書の作成
- 天津市政府を始めとする各種視察の受入れ調整

(2) 神戸・上海経済港湾連絡事務所（平成 18 年開設）

ア. 都市間交流促進事業

- 阪神国際港湾(株)からの研修生受入れ、神戸市外国語大学からのインターンシップ受入れ
- 平成 29 年 2 月の「国際港湾会議」において、MOU 協定を締結した上海港との協力関係の推進

イ. 船社、貨物、客船の誘致

- 神戸港の現況や神戸港を利用時のインセンティブ制度等を説明する「神戸のつどい in 上海」セミナーの開催
- 貨物船及びクルーズ船の神戸港への誘致

ウ. ビジネスチャンスの創出及び企業支援

- 上海進出日系企業への訪問、情報提供（神戸港のインセンティブ制度など）
- セミナー出席者や百貨店関係者等への神戸商品の PR

エ. 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- 「上海国際輸入博覧会」、「香港ジュエリーフェア」へ参加し神戸の地元企業等とともに神戸パールの PR
- 神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事を中国の SNS「微信」(We Chat) や「微博」(Weibo) 等を通じた情報発信
- 上海市内の百貨店における神戸物産展の開催

オ. 各種情報の収集、提供、連絡調整

- 上海を中心とした中国国内の物流動向の調査
- 上海及び近郊都市で開催される会議、及び視察受入れにかかる現地政府との連絡・調整
- 上海で活躍する奨学生（神戸・菅原奨学金）同窓会の設置

【その他の事業】

(1) 神戸市外国語大学との連携事業

平成 24 年 4 月に締結した協定に基づき、神戸国際交流フェアへの学生ボランティアの参画などを行う。

(2) 関西領事団の運営支援

在関西の各国総領事館・名誉総領事館が構成員となっている関西領事団の運営を支援するとともに、同事務所を通じて神戸市の情報の発信等を行う。

2 経営改善の取組み

経費削減に向けた事務事業の見直しと神戸市補助金以外の財源の維持・拡大に努め、収支均衡による運営を行う。

また、職員がいきいきと働くことができるようにするため「働き方改革」を推進し、業務の無駄を省くとともにICTや事業外部委託を活用し、効果的で効率的な業務の遂行に努める。

さらに、引き続き国際協力・交流団体等とより緊密に協力・連携することで民間人材・資源の有効活用を図り、多様化する市民ニーズに対応していく。

3 事業別予定収支計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	254,055,000	公益目的事業会計	254,329,000
国際協力事業収入	76,241,000	国際協力事業支出	76,355,000
国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	120,585,000	国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	120,745,000
		事業費支出	120,159,000
		特定資産取得支出	586,000
海外事務所運営事業収入	57,229,000	海外事務所運営事業支出	57,229,000
収益事業等会計	9,582,000	収益事業等会計	9,569,000
利用者等利便事業収入	126,000	利用者等利便事業支出	113,000
その他事業(連携・支援)収入	9,456,000	その他事業(連携・支援)支出	9,456,000
法人会計	13,056,000	法人会計	12,795,000
管理収入	13,056,000	管理支出	12,609,000
短期貸付金戻り収入	0	特定資産取得支出	186,000
		短期貸付金支出	0
当期収入合計(A)	276,693,000	当期支出合計(D)	276,693,000
前期繰越収支差額(B)	4,315,889	当期収支差額(A) - (D)	0
収入合計(A) + (B) = (C)	281,008,889	次期繰越収支差額(C) - (D)	4,315,889

4 予定正味財産増減計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,934,000	
事業収益	50,320,000	
受取補助金等	224,313,000	
雑収益	126,000	
経常収益計		276,693,000
(2) 経常費用		
事業費	263,898,000	
管理費	12,795,000	
経常費用計		276,693,000
当期経常増減額		0
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		0
(2) 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		25,633,633
一般正味財産期末残高		25,633,633
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	1,223,000	
基本財産運用益	1,934,000	
一般正味財産への振替額	△ 2,360,000	
当期指定正味財産増減額		797,000
指定正味財産期首残高		309,267,698
指定正味財産期末残高		310,064,698
当期正味財産増減額		797,000
正味財産期首残高		334,901,331
III 正味財産期末残高		335,698,331

5 予定貸借対照表

(令和2年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	37,859,800	未払金	42,594,014
未収金	8,353,288	前受金	10,900
前払金	843,132	預り金	556,237
流動資産合計	47,056,220	賞与引当金	2,185,716
2. 固定資産		仮受金	0
(1) 基本財産		流動負債合計	45,346,867
投資有価証券	299,962,767	2. 固定負債	
基本財産引当預金	37,233	退職給付引当金	2,800,280
基本財産合計	300,000,000	固定負債合計	2,800,280
(2) 特定資産		負債合計	48,147,147
什器備品	1	III 正味財産の部	
ソフトウェア	2,374,427	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	10,753,700	受取補助金	2,374,428
修繕積立資産	2,000,000	寄附金	307,690,492
財政調整積立資産	9,661,997	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)
アジア国際協力積立資産	7,690,492	(うち特定資産への充当額)	(10,064,920)
退職給付引当金資産	2,800,280	指定正味財産合計	310,064,920
特定資産合計	35,280,897	2. 一般正味財産	
(3) その他固定資産		一般正味財産	25,633,411
建物附属	1,243,617	(うち基本財産への充当額)	(0)
什器備品	264,744	(うち特定資産への充当額)	(22,415,697)
その他固定資産合計	1,508,361	一般正味財産合計	25,633,411
固定資産合計	336,789,258	正味財産合計	335,698,331
資産合計	383,845,478	負債及び正味財産合計	383,845,478

6 事業別予定収入明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	254,055,000	50,320,000	203,735,000	0
国際協力事業収入	76,241,000	43,013,000	33,228,000	0
国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業収入	120,585,000	7,307,000	113,278,000	0
海外事務所運営事業収入	57,229,000	0	57,229,000	0
収益事業等会計	9,582,000	0	9,456,000	126,000
利用者等利便事業収入	126,000	0	0	126,000
その他事業(連携・支援)収入	9,456,000	0	9,456,000	0
法人会計	13,056,000	0	11,122,000	1,934,000
管理収入	13,056,000	0	11,122,000	1,934,000
短期貸付金戻り収入	0	0	0	0
合 計	276,693,000	50,320,000	224,313,000	2,060,000

7 事業別予定支出明細書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	254,329,000	63,216,000	190,527,000	586,000
国際協力事業支出	76,355,000	28,205,000	48,150,000	0
国際交流・多文化共生事業・ 留学生支援事業支出	120,745,000	35,011,000	85,148,000	586,000
事業費支出	120,159,000	35,011,000	85,148,000	0
特定資産取得支出	586,000	0	0	586,000
海外事務所運営事業支出	57,229,000	0	57,229,000	0
収益事業等会計	9,569,000	0	9,569,000	0
利用者等利便事業支出	113,000	0	113,000	0
その他事業(連携・支援)支出	9,456,000	0	9,456,000	0
法人会計	12,795,000	5,253,000	7,356,000	186,000
管理支出	12,609,000	5,253,000	7,356,000	0
特定資産取得支出	186,000	0	0	186,000
短期貸付金支出	0	0	0	0
合 計	276,693,000	68,469,000	207,452,000	772,000

8 収支予算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
基本財産運用収入	1,934,000	
事業収入	50,320,000	
補助金等収入	224,313,000	
雑収入	126,000	
事業活動収入計		276,693,000
2. 事業活動支出		
事業費支出	263,312,000	
管理費支出	12,609,000	
事業活動支出計		275,921,000
事業活動収支差額		772,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	0	
投資活動収入計		0
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	772,000	
短期貸付金支出	0	
投資活動支出計		772,000
投資活動収支差額		△ 772,000
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		4,315,889
次期繰越収支差額		4,315,889

「令和元年度（公財）神戸国際協力交流センター事業概要」

令和元年7月 印刷

編集：（公財）神戸国際協力交流センター